

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 1 5 日

指定短期入所生活介護事業所 }
指定短期入所療養介護事業所 } 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

令和3年8月1日からの特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）
における食費の負担限度額等の見直しについて

平素より、東京都の高齢者福祉・保健行政に、御理解と御協力をいただき有難うございます。

令和3年8月1日から、在宅で暮らす方との公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、介護保険施設や短期入所生活介護・療養介護利用者の食費（日額）の負担限度額等が見直されます。

見直しの詳細については、以下の厚生労働省通知等を御確認ください。

指定短期入所生活介護・療養介護事業所においては、この見直しに伴い、食費等の料金を変更する場合は、利用者への説明を行っていただくようお願いします。

なお、制度改正に伴う変更であることから、料金表の変更に際して、令和3年8月1日付での変更届の提出は不要とする取扱いとします。

【厚生労働省事務連絡】

・介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）（介護保険最新情報 Vol.960）第2
の4

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.files/jouhou_vol.960.pdf

・令和3年8月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について（介護保険最新情報
Vol.985）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.files/jouhou_vol985.pdf

【リーフレット等】

・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

・食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

(担当) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
TEL : 03-5320-4593